令和４年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の
締結実績の概要

令和　５年　５月１９日
国立大学法人弘前大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成１９年法律第５６号。以下「環境配慮契約法」という。）第８条第１項の規定に基づき、令和４年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

１．令和４年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成１９年１２月７日閣議決定、令和４年２月２５日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を推進するよう努めた。

２．環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④省エネルギー改修事業（ＥＳＣＯ事業）、⑤建築物の設計、⑥建築物の維持管理、⑦産業廃棄物の処理のうち、①及び⑤に関して、以下のとおり環境配慮契約がなされた。

○　電気の供給を受ける契約について、入札に参加する者に必要な資格として、二酸化炭素排出係数の他、環境への負荷の低減に関する取組状況に関する条件を定めた上で、上記資格を満足する者の中から当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する裾切り方式を実施した。

○　建築物の建築及び大規模な改修に係る設計業務について、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案して最も優れた技術提案を行った者を特定する環境配慮型プロポーザル方式を実施した。

３．その他の環境配慮契約に係る事項

○「弘前大学温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」に掲げられた実施措置の積極的な実行に努めた。